

平成二十八年三月七日提出
質問第一七一号

TAVI治療の保険適用拡大に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

T A V I 治療の保険適用拡大に関する質問主意書

大動脈弁狭窄症治療のための新しい治療法「経カテーテル大動脈弁留置術（T A V I）」については、すでに健康保険の適用になっているが、慢性透析患者はその適用外となっていると承知している。しかし、慢性透析患者で、かつ大動脈弁狭窄症の患者からはT A V I治療への保険適用拡大を望む切実な声が寄せられている。

そこで、以下質問する。

一 政府は、前述のようなT A V I治療への保険適用拡大を患者が求めていることを承知しているか。またこうした声に対し、どのような対応を取ろうとしているのか。具体的に答えられたい。

二 海外では、すでに慢性透析患者で、かつ大動脈弁狭窄症の患者に対するT A V I治療の有効性が認められていると聞いているが、欧米での実態について、政府としてどのように把握されているのか。また政府はその有効性をどう評価しているのか認識を伺いたい。

三 慢性透析患者に対するT A V I治療については国の先進医療（第三項先進医療【先進医療B】）に指定され、いわゆる混合診療が認められている、と承知している。しかし、現在その先進医療の対象となる指

定医療機関は全国で大阪大学医学部附属病院のみとなっている。全国の患者が等しく先進医療を受けられるよう、主要都市に指定医療機関を設置できるよう政府は努力すべきと考えるがいかかか。

四 先進医療は将来的な保険導入のための評価を行うもの、と承知しているが、患者の切実な要望に一日も早くこたえるために、評価を迅速に行うとともに、関係医療機器メーカー等に対し積極的に開発要請をするなど、慢性透析患者に対するTAVI治療の保険適用に向けて努力すべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

右質問する。